第４回　中川村都市計画マスタープラン改定及び中川村立地適正化計画策定検討委員会
会　議　録

１．開催日時・場所

令和８年 10 月 13 日（火曜日）　18：25～19:35

中川村基幹集落センター集会室

２．出席者

団体名等（50 音順）	役職	氏名	備考	出欠
学識経験者	松本大学総合経営学部観光ホスピタリティ学科教授	白戸 洋	委員長	出
中川村商工会 なかがわ暮らし推進協議会	会長	宮下 進吾	副委員長	出
一般公募	一般公募	大池 達也		欠
中川村議会	総務経済委員長	長尾 和則	R8.10～	出
中川村教育委員会	教育委員	桃澤 孝之		出
中川村社会福祉協議会	会長	松村 隆一		出
中川村小中学校ＰＴＡ連絡協議会	中川西小学校ＰＴＡ会長	出澤 秀和		出
中川村総代会	会長	山内 新一	R8.1.1 交代	出
中川村農業委員会	農地利用最適化推進委員	矢澤 正人		出
中川村民生児童委員協議会	副会長	松下 春男		出
長野県伊那建設事務所	所長	矢口 大輔	R8.4～	欠

事務局

中川村	村長	宮下 健彦		欠
建設環境課	課長	宮﨑 朋実	R8.4～	出
	建設係長	片桐 開	R8.4～	出
	建設係	福沢 由希子		出
地域政策課	課長	眞島 俊		出
	土地政策係長	小林 和弥	R8.4～	出
	土地政策係	田中 智也	R8.4～	出

３．次　第

1. 開会
2. あいさつ
3. 報告及び情報提供
 （１）委員の交代について
 （２）計画策定及び公表スケジュールについて

4. 審議事項等
 （１）都市計画マスタープラン
 ①第３章　まちづくりの基本方針について
 ②第４章　地域別構想について
 （２）立地適正化計画
 ①第４章　誘導区域の設定について
 ②第５章　防災指針について
 ③第６章　誘導を進めるための取組みについて
 ④第７章　計画の推進に向けて
5. その他
 次回委員会の日程について
6. 閉会

４．配布資料

- 次第　一式
 - 次第【１ページ】
 - 中川村都市計画マスタープラン改定及び中川村立地適正化計画策定検討委員会　名簿【２ページ】
 - 同上　設置要綱【３ページ】
 - 体制図【４ページ】
 - 全体工程表（案）【５ページ】
- 中川村都市計画マスタープラン案（第３章～第４章）
- 中川村立地適正化計画案（第４章～第７章）

５．議事

(1) 都市計画マスタープラン

①第３章　まちづくりの基本方針

②第４章　地域別構想について

委員	10 ページの施策について。土地利用や都市施設整備などには①や②などの番号はつけないのか。
事務局	見せ方によっては、番号が要らないこともある。現状の計画でも番号の記載はされていないが、見やすくなるように研究していきたい。
委員長	現行計画では、白枠太字を囲って表記している。
委員	この計画は誰に見てもらうものなのか。役所の人や一部の人が対象なのか。もしくは、住民に理解してもらうためのものなのか。
事務局	村ホームページでも公表はしているが、配布する場合には概要版を用いる。そのため、計画書全体を見る方は少ないのではないかと思うが、誰が見て

も見やすいようにはしたいと考えている。

委員　感想になるが、８ページ以降の地域別構想について。人口の推移で示されているグラフは、とても良いものであると感じた。例えば、12 ページの片桐地域について、生まれた地である田島地区は、1960 年代は中心地であったが、極端に人口が減少してきている。それらを踏まえ、(3) 住宅地にも「適正な土地利用の誘導を図るため土地利用規制の見直し」と記載されている。田島地区では、旧態依然とした住宅施策がここ数年行われている。中田島地区は田島地区とは反対に人口が増加している。これには村の施策も関係しているものと思われる。住宅施策をいかに人口動向に結び付けるかが大事であると考え、この計画の中でも充実させていただきたい。

委員　大草地域・片桐地域・葛島地域と大きく３つに分けて検討することは良いと思う。しかし、葛島地区の記載のボリュームが、他の２地域と比べて少ないように感じる。南方発電所が重要文化財に指定されており、もう少し力を入れて記載しても良いのではないかと感じた。

事務局　ご意見として伺いたい。
ただし、重要文化財については、都市計画マスタープランではなく、総合計画等で記載すべきものと認識している。計画ごとに示すべきものを示すように整理させていただきたい。

委員　４ページの道路網の整備方針について。前回の委員会でも話したが、国道 153 号のルートについて、アップデートして記載してほしい。今日も駒ヶ根市から南に来るときに、多くの車が坂戸橋で左折し、竜東線に向かっていた。飯島町でも竜東線の整備計画があり、それが整備されると、さらに竜東線に流れ込む車の台数が増加するのではないかと感じる。そうなると、今メインで考えているチャオ周辺が一気にさびれてしまう恐れが多いと感じる。議会でも意見書をあげたが、強力に押し上げていくことが大事ではないか。
また、11 ページにふれあい観光施設（望岳荘）およびその周辺を観光の拠点にすると記載されている。しかし、望岳荘の建物は耐震診断をすると全てアウトとなってしまう。この計画に記載するかは別として、早急に何らかの対策をしないと、使用不能・使用停止となってしまうのではないか。

事務局　ご指摘をいただいた箇所については、所管の建設課や産業振興課など、関係部署と情報共有をしながら、記載の仕方については検討していきたい。
11 ページの望岳荘については、エリアとして一帯を拠点として位置付けたいと考えている。また、11 ページ中段には、公共施設などの耐震化の推進についても記載しており、整理はしているものと考えている。

委員　11 ページの景観について。アダプトシステムと記載されているが、分かりにくい。注釈などを加えた方が良いのではないか。

事務局　注釈は加えていきたい。アダプトシステムについて説明させていただく。

事務局　アダプトシステムとは、県の事業であり、道路沿いの花壇整備など、愛護活動を行っている団体に対して、必要な物品の提供支援を行うものである。
村内では、宮下建設工業さんや国道 153 号線沿いの小平地区の地元の団体などがある。
注釈の書き方については、検討していきたい。

委員　　５ページの景観法に基づく景観行政団体について。これについても注釈を加えた方が良いのではないか。
また、20 年くらい前の法律であると思うが、県内や全国で景観行政団体へ移行している自治体はどのくらいあるのか。

事務局　　上伊那地域では、中川村以外の市町村が景観行政団体に移行している。移行している自治体は、軽井沢町など、観光に特化した地区を持つ市町村が多い。中川村では移行は行っていないが、ここ数年検討は行っている。

委員　　上伊那地域では中川村以外の全てが景観行政団体に入っているのか。

事務局　　その通りである。

事務局　　中川村には美しい村づくり条例があるため、独自の景観条例がない。景観行政団体への移行を検討する際には、美しいまちづくり条例との整合・研究をしていく必要があると考えている。

委員　　景観行政団体に移行している自治体には、景観条例があるということか。

事務局　　あるところが多いが、多くは県の景観条例に従ったものになっている。

委員　　13 ページの上水道について。飯島町との接続について記載とある。飯島町は上水道が潤沢である。そういったことを記載するのか。

事務局　　何年に接続したかなど、事実のみを記載する予定としている。

委員　　中川村都市計画マスタープランの上位計画にあたる、上伊那圏域（飯島）都市計画の整備、開発及び保全の方針については、序章などに別途記載するのか。

事務局　　中川村都市計画マスタープランで、上伊那圏域（飯島）都市計画の整備、開発及び保全の方針と違うことを記載したとしても、後者の県の計画が優先させる。

委員　　公園について。６ページ（３）②には大草城址公園、陣馬形の森公園、天の中川河川公園が挙げられている。９ページ（２）には大草城址公園、坂戸公園、陣馬形の森公園、桑原公園の記載がある。中川村には、都市公園はいくつあるのか。

事務局　　村内には都市公園は９つある。具体には、大草城址公園、陣馬形の森公園、天の中川河川公園、坂戸公園、南田島公園、田島公園、桑原公園、滝戸公園、かつらの丘公園となっている。

委員　　中川村の資源として、全て記載したらどうか。

事務局　　ご意見として伺う。記載の方法については研究していきたい。

委員　　村民に知っていただくことも大事ではないかと考える。

(2) 立地適正化計画

①第４章　誘導区域の設定について
②第５章　防災指針について
③第６章　誘導を進めるための取組みについて
④第７章　計画の推進に向けて

委員　　今回の計画に直接リンクしないが、18 ページの居住誘導区域について。駐在所から西側の上段部は農振地域であるため、牧ヶ原地区の居住誘導区域案は提示案のとおりで仕方なく、承知しているつもりである。議会では、駐在所から西側の台地の利用について議題となっている。住宅地という選

	択肢もある。政策が変わってきたときに、５年ごとの見直しで、仮に居住エリアの拡大が見られた場合には、居住誘導区域とすることも考えられるのか、また、可能であるのか。
事務局	居住誘導区域の設定に際しては、用途地域に指定されているかを大事にしている。今後、用途地域の見直しが行われた場合には、居住誘導区域の見直しも考えられる。
委員	用途地域の見直しが優先ということか。仮に用途地域の変更があった場合には、居住誘導区域の変更も行われる可能性もあるということか。
事務局	その通りである。
委員	コンパクト・プラス・ネットワークについて。立地適正化計画の話が出てきた初期のころ、美里地区などから誘導区域へ出ていかなくてはいけないという誤解を生むのではないかとの懸念が美里地区の議員などから示された。その際、出ていく必要はない、ネットワークという考え方が前提にあるとの説明が村長からあった。この計画が表に出ていった際に、村民にもそういった誤解が生じないように、ネットワークの部分に重心を置く必要があると感じる。
事務局	今後の広報の内容については、検討していきたい。 前回、コンパクト・プラス・ネットワークをめぐる誤解や正しい認識に関する資料を前回の委員会時に示させていただいた。その中でも、強制的な集約をするのではないことが示されている。広報をする際には、国の資料等も活用し、誤解が生じないように行っていきたい。
委員	そのようにお願いしたい。
委員	誘導区域という言葉について。都市計画マスタープランの２ページ（基本的な考え方①）に示されている「コンパクトで持続可能な市街地形成」につながってくるという認識で良いか。
事務局	必ずしも直接的に結びつくものではない。あくまでも、まちづくりの基本方針として示しているものである。立地適正化計画の中では、都市機能誘導区域と周辺地域を結ぶことにより、コンパクト・プラス・ネットワークの考え方を目指すこととしているため、イコールではない。
委員	私はつながってくるのではないかと思う。関係なくはないのではないか。
事務局	関係はある。ただし、この言葉だけに集約してしまうと、先程長尾委員が言われた意見のようになってしまう。都市機能誘導区域と既存の集落を結んでいくという考え方が重要であると考えている。
事務局	補足だが、立地適正化計画については、これから国のヒアリングを予定している。本日示した資料は村の案であるため、ヒアリングの結果によっては、修正が入る可能性があるということについてはご理解いただきたい。
委員長	コンパクトという言葉が先行している。国もネットワークという言葉は後からつけた。コンパクトという概念は海外から来たものである。稲作を行っているような中山間地域などでは、必ずしも考え方が合致しないこともある。引き続き中川村としても考えていっていただきたい。